

# 提案募集検討専門部会 説明資料

平成27年8月6日  
国土交通省都市局

# 公園等の設置基準の見直し(条例による自由度の拡大)(1)

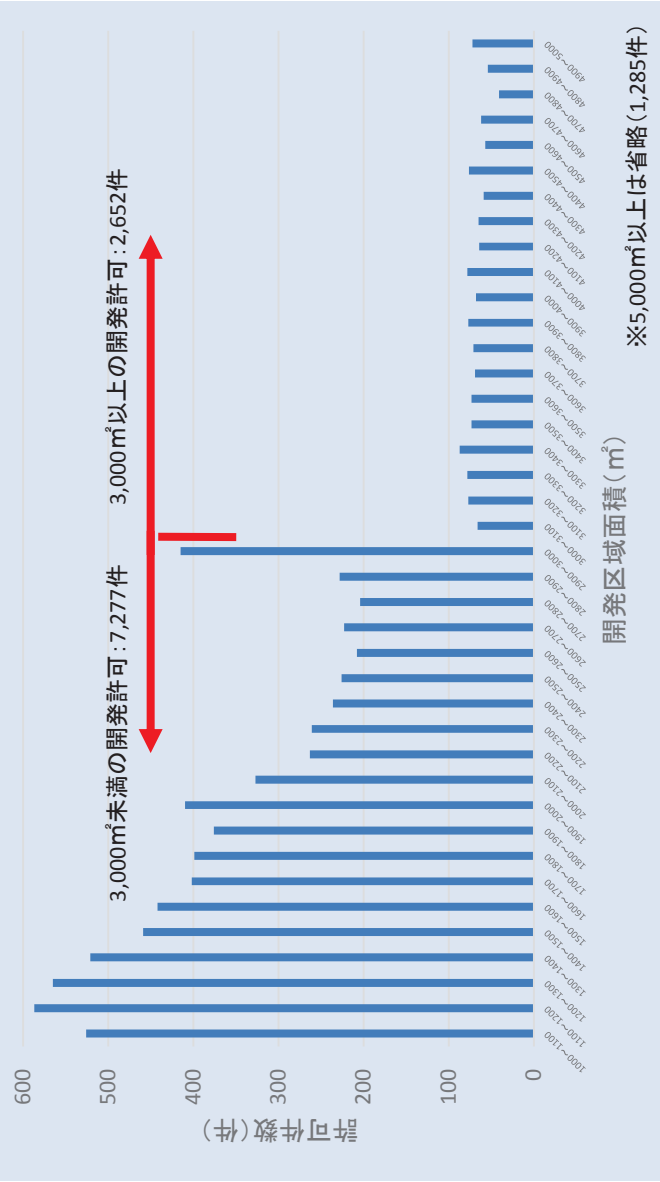
## 【平成26年の地方からの提案等に関する対応方針】(平成27年1月30日閣議決定)の内容

開発許可の基準を適用するに必要となる技術的細目のうち、公園等の設置基準(施行令25条6号)については、制度の運用実態や地方公共団体等の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける下限面積を条例に委任することを含めて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

## ＜実態等調査の結果＞ 調査対象: 開発許可事務を行う都道府県、政令市、中核市、特例市、事務処理市町村(556自治体)

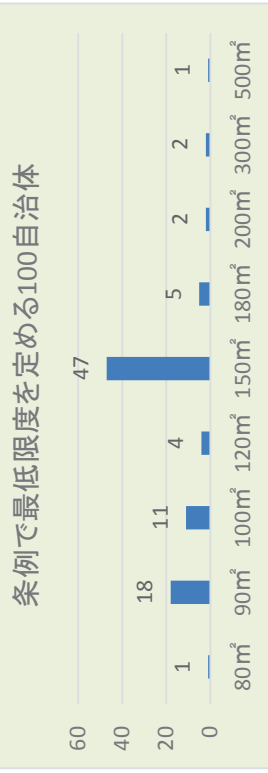
### 【開発区域面積(1,000㎡～10,000㎡)の区分毎の許可件数(全区域: 9,929件)】

開発規模の分布を100㎡刻みで見ると、2900㎡～3,000㎡の規模の開発許可件数が突出しており、公園等の設置に係る技術要件が開発規模に影響を与えている状況が見られる。



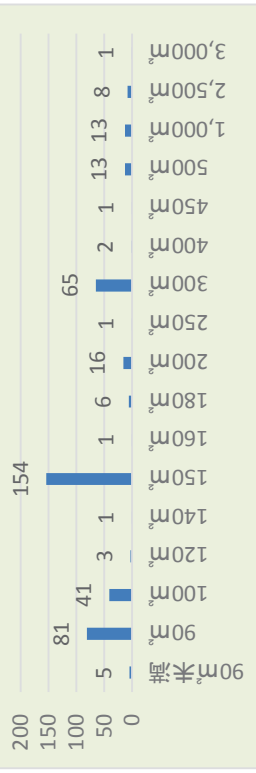
### 【公園等の望ましい規模】

公園等の望ましい規模は、利便の増進、良好な住環境、維持管理の容易さ等の観点から、150㎡が最も多くなっている。



※その他は開発規模に応じて面積を設定等(9)

### 条例を定めていない456自治体

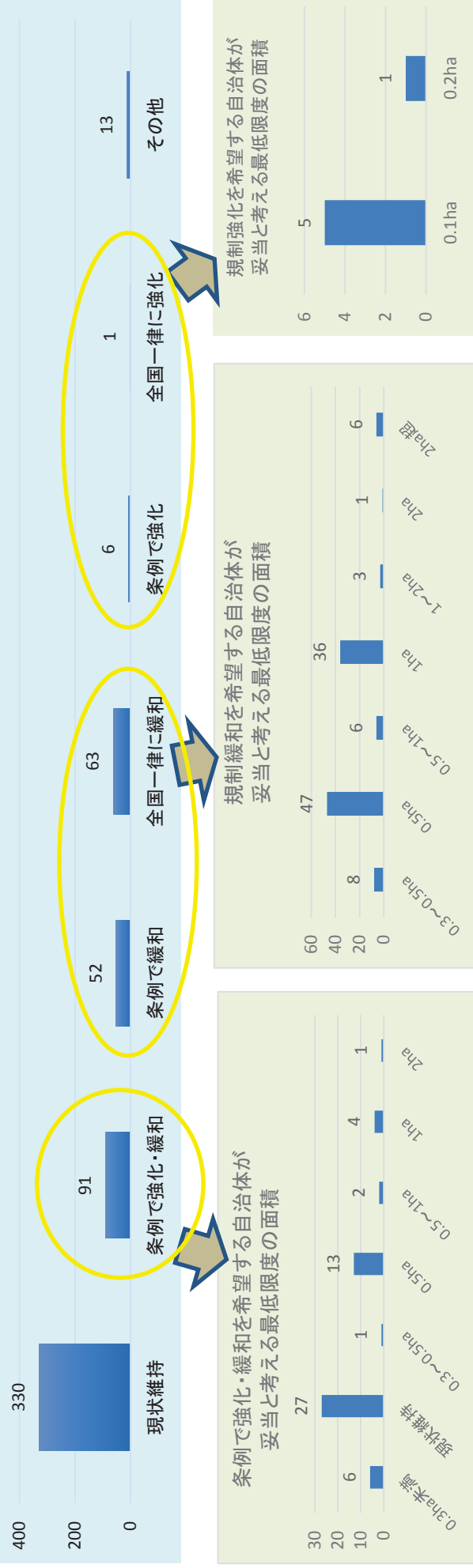


※その他は無回答(44)

## 公園等の設置基準の見直し(条例による自由度の拡大)(2)

### 【公園等の設置の義務付けが妥当と考える下限面積の考え方】

- ・公園等の設置を義務付ける下限面積については、現状維持が望ましいとする自治体が約6割(330自治体)と過半である一方、条例等で強化・緩和できるようにする必要があるとする自治体が約4割(213自治体)ある。
- ・規制強化が必要であると考える自治体は13自治体であり、その意向を確認したところ、小規模な公園等の管理が困難、利便性に乏しい等から、実際に規制強化をする考えはないとのことだった。
- ・規制緩和については、公園管理の負担軽減の観点等から、下限面積を0.5haまで緩和することを希望する自治体が最も多く、次いで1haとなっている。



※その他は無回答(33)、地域の実情に応じた面積(4)

※その他は無回答(8)

※その他は無回答(1)

### 【対応方針】

公園等の設置を義務付ける下限面積(現行:0.3ha)については、自治体が地域の実情を踏まえ、1haを超えない範囲での緩和(下限面積の引上げ)について条例で定めることとする。